

輸入食品に対する検査命令の実施について  
(ベトナム産ほうれんそう及び中国産きくらげ)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
ベトナム産ほうれんそう及びその加工品	インドキサカルブ*1	検疫所におけるモニタリング検査の結果、ベトナム産ほうれんそうから基準値を超えるインドキサカルブを検出したため、検査命令を実施するもの。
中国産きくらげ及びその加工品	クロルピリホス*2	検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産きくらげから基準値を超えるクロルピリホスを検出したため、検査命令を実施するもの。

\*1 殺虫剤

\*2 有機リン系殺虫剤

<参考1>ベトナム産ほうれんそう違反事例

1. 品名：冷凍ほうれんそう

輸入者名：豊田通商株式会社

製造者：AGRI FOODS CO.,

届出数量及び重量：1,600カートン、16,000kg

検査結果：インドキサカルブ 0.02ppm 検出(基準値：0.01ppm)

届出先：東京検疫所食品監視第二課

違反確定日：平成18年9月7日

措置状況：全量積み戻し済み

2. 品名：乾燥ほうれんそう

輸入者名：アスザックフーズ株式会社

製造者：DALAT ASUZAC FOODS CO., LTD.

届出数量及び重量：158カートン、1,264kg

検査結果：インドキサカルブ 0.04ppm\*3 検出(基準値：0.01ppm)

届出先：横浜検疫所

違反確定日：平成18年10月31日

措置状況：全量保管中

<参考2>中国産きくらげ違反事例

1. 品名：乾燥裏白きくらげ

輸入者：アサヒ物産株式会社

届出数量及び重量：60カートン、300kg

製造者：ASAHI FOODSTUFF (XIAMEN) CO., LTD.

検査結果：クロルピリホス 0.11ppm\*<sup>3</sup> (基準値：0.01ppm)

届出先：清水検疫所支所

違反確定日：平成18年8月10日

措置状況：全量廃棄

2. 品名：乾燥きくらげ

輸入者：株式会社富士商会

届出数量及び重量：285パック、2,850kg

製造者：HUSHAN MUER CHANG HUSHAN FARM CHENGXI ZHEN LONGHAI ZHANGZHOU,  
FUJIAN CHINA

検査結果：クロルピリホス 0.11ppm\*<sup>3</sup> (基準値：0.01ppm)

届出先：新潟検疫所

違反確定日：平成18年10月31日

措置状況：流通状況調査中

\*3 生鮮に換算した値

<参考3>ベトナム産ほうれんそうの輸入実績

平成18年1月1日～10月31日：速報値

届出件数	届出重量(トン)	検査件数	違反件数
296	3,468	45	3

違反件数は、インドキサカルブで2件、クロルピリホスで1件。

<参考4>中国産きくらげの輸入実績

平成18年1月1日～10月31日：速報値

届出件数	届出重量(トン)	検査件数	違反件数
1,711	2,568	209	3

違反件数は、クロルピリホスで2件、ピフェントリンで1件。